

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>上尾市大字上字町谷九四番一地先から 同市緑丘二丁目五二〇番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年二月十四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十九年二月十四日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示第四号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長一五二〇・九〇メートル</p>